平成２７年（フ）第６５３号
北九州市小倉南区沼南町１丁目３番９－202号
債務者　野村　雅也
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０７号
神奈川県逗子市桜山７丁目1860番地の24
債務者　田中　祐子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２１４号
神奈川県横須賀市久村682番地１　コーポ石渡Ｃ－202
債務者　吉田　譲二
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２２３号
神奈川県横須賀市西浦賀３丁目12番10号
債務者　原田しのぶ
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４４５号
神奈川県厚木市三田819番地38
債務者　野呂　吉子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４５５号
神奈川県小田原市曽比1344番地の１
債務者　大川　皓輔
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５２９号
神奈川県伊勢原市上粕屋386番地　ロイヤルハウスパステルⅡ　103号
債務者　渡部　里美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５６２号
神奈川県平塚市立野町32番８号　ウィンディ湘南Ⅱ　102、前住所神奈川県平塚市見附町11番19号
債務者　山田　哲夫
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５６３号
神奈川県平塚市立野町32番８号　ウィンディ湘南Ⅱ　102、前住所神奈川県平塚市見附町11番19号
債務者　山田亜希子（旧姓二見）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５６４号
神奈川県平塚市諏訪町29番５－201号　ドミール諏訪
債務者　加藤　奈美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５７６号
神奈川県小田原市矢作173番地の３　グリーンピア103
債務者　一寸木百合子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５８０号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴797番地　一鏡アパート２号
債務者　木野田　修
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５号
青森県平川市広船福田235番地５
債務者　小笠原時子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4063番地　県住宅供給公社１－148
債務者　室　奈緒美
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７号
神奈川県足柄上郡大井町金手1051番地６　コンフィニ　102号
債務者　小野澤　久
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２５号
青森県八戸市吹上１丁目８番31号　ａｔｔｅｓｔ606号室、前住所青森県八戸市大字新井田字坂８番地３　コーポ新井田２号
債務者　河村　尚幸
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４号
青森県八戸市大字湊町字ホロキ長根19番地１スエルテ102、前住所青森県八戸市下長１丁目３番23号　タウンコート下長Ｂ101
債務者　西手　麻実（旧姓石郷）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係